人事異動

財務省

（国税庁次長）財務事務官　星野　次彦
国税庁長官事務代理を免ずる
（国際局次長）同　吉田　正紀
国際局長事務代理を免ずる（以上五月十四日）

防衛省

（統合幕僚監部防衛計画部防衛課付）一等陸佐　湯下兼太郎
陸上幕僚監部防衛部付を命ずる（四月十五日）
（舞鶴地方総監部幕僚長）海将補　小座間善隆
兼ねて佐世保地方総監部勤務を命ずる
兼ねて統合幕僚監部勤務を命ずる
（陸上幕僚監部防衛部防衛課）一等陸佐　兵庫　剛
兼ねて西部方面総監部勤務を命ずる
兼ねて統合幕僚監部勤務を命ずる（以上四月十八日）
（舞鶴地方総監部幕僚長兼佐世保地方総監部兼統合幕僚監部）海将補　小座間善隆
統合幕僚監部の兼務を解く
（陸上幕僚監部防衛部防衛課兼西部方面総監部兼統合幕僚監部）一等陸佐　兵庫　剛
統合幕僚監部の兼務を解く（以上四月二十五日）
（陸上幕僚監部装備計画部装備計画課）一等陸佐　大場　昭彦
（陸上幕僚監部教育訓練部教育訓練課器材・演習場班長兼西部方面総監部）一等陸佐　黒木　勇人
西部方面総監部の兼務を解く（五月八日）
（陸上自衛隊補給統制本部）一等陸佐　大居　一之
陸上自衛隊補給統制本部付を命ずる
（第二航空隊副長兼派遣海賊対処行動航空隊司令）一等海佐　本村　雅久
派遣海賊対処行動航空隊司令の兼務を解く
（第一航空隊副長）同　三畑　信一
兼ねて派遣海賊対処行動航空隊司令を命ずる
（海上自衛隊幹部学校付）同　山本　勝也
海上自衛隊幹部学校勤務を命ずる（以上五月九日）
（陸上幕僚監部監理部総務課兼西部方面総監部）一等陸佐　栗田　昌彦
西部方面総監部の兼務を解く（五月十日）
（海上自衛隊幹部学校防衛戦略教育研究部主任教官）一等海佐　平山　茂敏
防衛大学校教授を命ずる（五月十一日）
（防衛政策局日米防衛協力課防衛協力班）一等空佐　中谷　大輔
（航空幕僚監部防衛部防衛課）同　上村　博之
航空自衛隊幹部学校付を命ずる（各通）（五月十五日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、五月十三日午後七時三十五分御出門、サンケリーホール開館三十周年記念事業「ベルニン・フィルハーモニー管弦楽団来日公演」を御鑑賞のため、サンケリーホール（港区）に行幸啓、同九時二十一分還幸啓となった。

官庁報告

国家試験

平成28年度弁理士試験に係る委員等

平成28年度弁理士試験に係る口述試験の委員等について、次のとおり公告する。

平成28年5月18日

工業所有権審議会会長　日髙　昭廣

口述試験

委員等氏名	担当科目
南　孝一	試験部会長
新井　正男	特許・実用新案
板井　典子	特許・実用新案
市川　ルミ	特許・実用新案
植原　克典	特許・実用新案
氏原　康宏	特許・実用新案
川崎　仁	特許・実用新案
川田　篤	特許・実用新案
柴田富士子	特許・実用新案
杉浦　貴之	特許・実用新案
瀬津　太朗	特許・実用新案
菅原　道晴	特許・実用新案
鈴木　俊之	特許・実用新案
千壽　哲郎	特許・実用新案
高橋　淳	特許・実用新案
西出　眞吾	特許・実用新案
野上　晃	特許・実用新案
樋口　信宏	特許・実用新案
柵木　澄子	特許・実用新案
渡邊　豊英	特許・実用新案
今木　隆雄	意匠
海田　浩明	意匠
樫本　光司	意匠
金井　重彦	意匠
小林　裕和	意匠
黒田　薫	意匠
佐藤玲太郎	意匠
塩島　利之	意匠
杉光　一成	意匠
鈴木　公明	意匠
橘　崇生	意匠
服部　誠	意匠
穂坂　道子	意匠
牧　恵美子	意匠
峯　唯夫	意匠
村松由布子	意匠
渡邉　久美	意匠
井出英一郎	商標
今井　貴子	商標
今村　哲也	商標
鵜飼　英行	商標
大森　健司	商標
小栗　久典	商標
神林恵美子	商標
小山　靖	商標
高原千鶴子	商標
外川　英明	商標
林　幸平	商標
平澤　芳行	商標
藤田　典彦	商標
堀内　仁子	商標
横山　久芳	商標
吉野　晃弘	商標
吉水　容世	商標
飯田　清司	総括
三崎　仁	総括

平成28年度裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

平成28年5月18日　最高裁判所

第1　試験の名称　裁判所職員採用一般職試験（裁判所事務官、高卒者区分）

第2　対象官職　裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成21年最高裁判所規則第6号）の別表1の項第3欄第6号、第11号及び第15号に規定する職制上の段階に属する裁判所事務官のうち、定型的な事務を行うことをその職務とする官職

第3　給与　この試験に合格して採用された場合には、原則として、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律第6条に規定する行政職俸給表(一)の1級5号俸の俸給が支給される。このほか、裁判所職員臨時措置法において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の定めるところにより、諸手当が支給される。